

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社  
代 表 執 行 役 社 長 C E O 松 本 大  
( コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年（平成28年）6月25日開催予定の第12回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を下記の通り付議することにいたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 本店の所在地

国内のグループ企業を可能な限り集約し、より一層の業務効率化を図るため、本店を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものです。また、本変更に係る本店移転の効力発生日に関する経過的な措置を定めた附則を設けます。

##### (2) 剰余金の配当等の決定機関

資本政策及び配当政策を機動的に行えるよう、剰余金の配当等を株主総会決議に加えて、取締役会決議によっても行うことができるようにするため、変更案第47条（剰余金の配当等の決定機関）および同第48条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、これらの一部と内容が重複する現行定款第8条（自己株式の取得）および同第48条（期末配当及び中間配当）を削除するものです。

##### (3) 執行役の員数

当社では、2016年3月7日付「執行役人事に関するお知らせ」記載のとおり2016年4月より「グローバル・ビジョン」の先を見据えたより一層の企業価値向上を目指すための新役員体制を発足させておりますが、新役員体制を完成させ、さらには今後の事業拡大に備えるため、現行定款第36条に定める執行役の員数を「10名以内」から「15名以内」に変更するものです。

##### (4) その他、上記の変更に伴い、条数の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2016年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2016年6月25日（予定）
	但し、第3条（本店の所在地）の変更は2017年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

<ご参考> 第12回定時株主総会（2016年6月25日開催予定）について  
第12回定時株主総会の決議事項となる議案は以下を予定しています。

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件

第1号議案および第3号議案については、関連する以下の当社プレスリリースをご参照ください。

（当社ウェブサイトトップページ>ニュースリリース）

- ・「2016年3月期の期末配当予想に関するお知らせ」（2016年3月22日公表）  
[http://www.monexgroup.jp/jp/news\\_release/pdf/press2016\\_03\\_22\\_J\\_dividend.pdf](http://www.monexgroup.jp/jp/news_release/pdf/press2016_03_22_J_dividend.pdf)
- ・「取締役候補者の決定に関するお知らせ」（2016年3月7日公表）  
[http://www.monexgroup.jp/jp/news\\_release/pdf/press\\_2016\\_03\\_07\\_J\\_DirectorCandidates.pdf](http://www.monexgroup.jp/jp/news_release/pdf/press_2016_03_07_J_DirectorCandidates.pdf)

株主総会の開催日時、開催場所その他詳細は、当社ウェブサイトの以下のページにてご確認いただけます。なお、会社法上の正式手続きを経していない事項については予定が記載されています。

当社ウェブサイトトップページ>株主・投資家向け情報>株主総会

[http://www.monexgroup.jp/jp/investor/meeting\\_information/index](http://www.monexgroup.jp/jp/investor/meeting_information/index)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(自己株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条～第 35 条 (条文省略)</p> <p>(執行役の員数) 第 36 条 当社に執行役 <u>10</u> 名以内を置く。</p> <p>第 37 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当及び中間配当) 第 48 条 当社は株主総会の決議によって、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当をする。</u> 2 当社は取締役会の決議によって、<u>毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(削除)</p> <p>第 8 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(執行役の員数) 第 35 条 当社に執行役 <u>15</u> 名以内を置く。</p> <p>第 36 条～第 46 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 47 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 48 条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年 3 月 31 日とする。</u> 2 当社の中間配当の基準日は、<u>毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 第 3 条の変更は、平成 29 年 1 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力が生じるものとし、本附則は本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

以上

(報道関係者様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 社長室 PR 担当 松崎 電話 03-4323-8698

(株主様・投資家様のお問い合わせ先)

マネックスグループ株式会社 経営管理部 IR 担当 町田 電話 03-4323-8698